

国産農林水産物等販路新規開拓緊急対策事業

200億円

農林水産省

補助金

補助事務局
(事業実施主体)

- ・事業実施者の募集
- ・審査・交付事務
- ・事業内容の周知

民間団体等（事業実施者）

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、「価格、在庫量、販売額又は販売量が**2割以上**低下又は増加した国産農林水産物等」を活用した以下の4つの取組を支援します。
- ・事業実施者は、**販路の新規開拓等に資する新たな取組を実施**することとします。

1. インターネット販売

2. テイクアウト・デリバリー等の活用

3. 創意工夫による継続的な販路の開拓

4. 学校給食、子ども食堂等への食材提供

Q&A

(Q1) 「2割」はどのように算出すれば良いですか。

(A1) 令和3年10月以降の任意の1か月の価格等を過去平均と比較して算出します。出荷伝票や在庫証明書など客観的な証明書類を提出していただく必要があります。

(Q2) 「新たな取組を実施」とはどういうことですか。

(A2) 令和3年10月以降に上記の1～3に掲げる取組を新たに実施することとします。既に取り組んでおられる方は、本事業の対象農林水産物を活用した新メニューを取り扱う、特設ページを新設するなど、販路の新規開拓に資する工夫を講じることとします。なお、「4. 学校給食、子ども食堂等への提供」においては、「新たな取組」は求めないこととします。

(Q3) 補助対象単価はありますか。

(A3) 補助対象単価の上限は、過去5年のうち最高と最低を除いた3年を平均した額とします。

(Q4) 事前着手はいつから可能ですか。

(A4) 交付決定後の事業着手が基本ですが、出荷時期が限定されているなど、早期の事業実施が事業目的の実現のために必要な場合には、令和3年12月20日以降の取組の開始が可能です。この場合、早期の事業実施が必要となった理由を具体的に説明していただく必要があります。また、全ての取組が採択されるとは限らないため、交付決定前に生じた損失は自らの責任とすることを了知の上、事業を開始していただくものとします。

(Q5) 令和2年度補正予算の国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業と何が異なりますか。

(A5) 支援内容は国産農林水産物等販路多様化事業と同等の内容ですが、本事業では、①テイクアウト・デリバリー等への取組支援において、既存商流を通じた食材調達の支援も対象に追加（多様化事業ではEC事業者を通じた食材調達が対象）、②創意工夫による継続的な販路開拓への取組支援において、事業終了後の販路の継続や定着に資する取組の実施を要件化、といった個別メニューにおける変更点もあります。

今後の予定等

公募期間：令和4年1月26日（水）～令和4年2月10日（木）

採択通知・割当内示時期：令和4年2月下旬～3月上旬

事業実施期間：令和4年3月上旬（交付決定後）～令和4年3月25日（金）

※今後の申請状況や社会情勢等を踏まえ、日程は変更されることがございます。

販路新規開拓事務局ウェブサイト <https://hanro-kaitaku.jp/>

事務局お問合せ先 TEL:0570-047077、mail: support@hanro-kaitaku.jp

1 インターネット販売

支援対象経費・補助率

A 新規サイト構築等の取組

- ・送料⇒定額（実費相当額）、
 - ・インターネット販売を始める際に必要な経費（EC事業者への登録手数料（※）、広告宣伝費等）⇒1/2以内
- （※）生産者等がインターネット販売を始める際にサイトを新たに構築した場合に限ります。

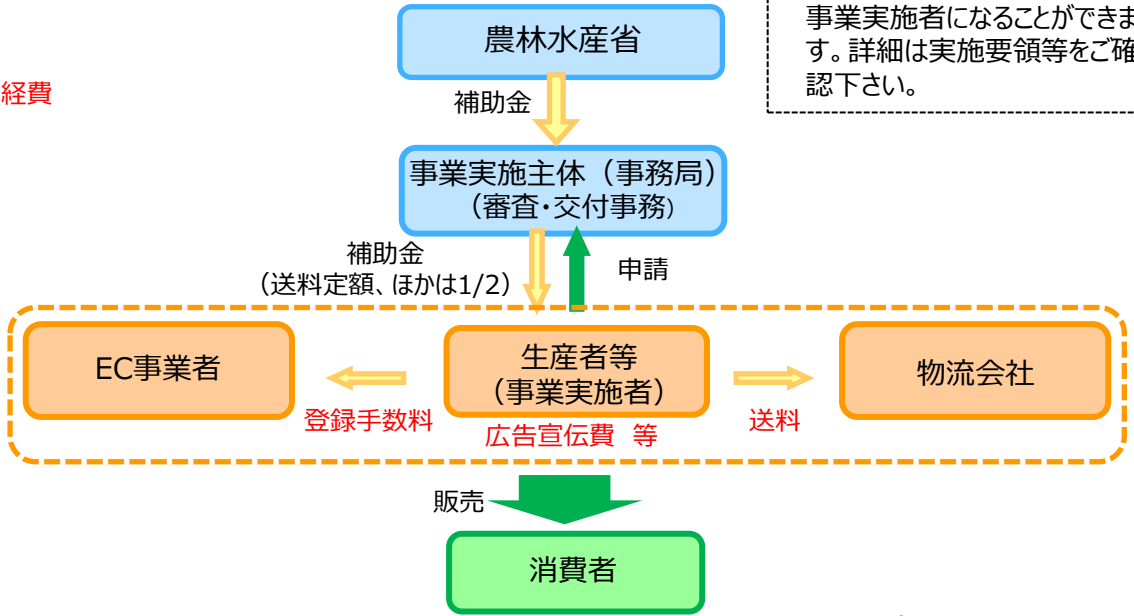
B インターネット販売事業者と連携した取組

- ・送料⇒定額（実費相当額）

事業の流れ

A 生産者等が事業実施者となってインターネット販売を新たに始める場合

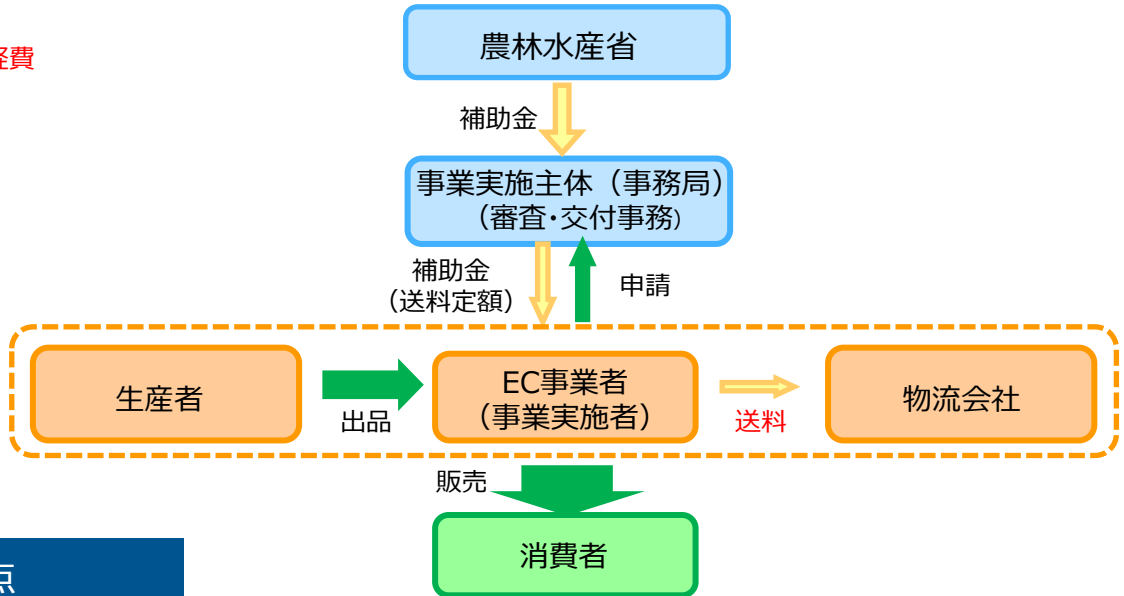
※赤字：補助対象経費



※ここには、事業実施者の一例を記載しておりますが、生産者等、実需者等と形成するコンソーシアムを含め、幅広い者が事業実施者になることができます。詳細は実施要領等をご確認下さい。

B EC事業者が事業実施者となって特設サイトを設置し、生産者の新たな販路となる場合

※赤字：補助対象経費



留意点

- ・1 取組当たりの補助上限は5,000万円、下限は100万円です。

2 テイクアウト・デリバリー等の活用

支援対象経費・補助率

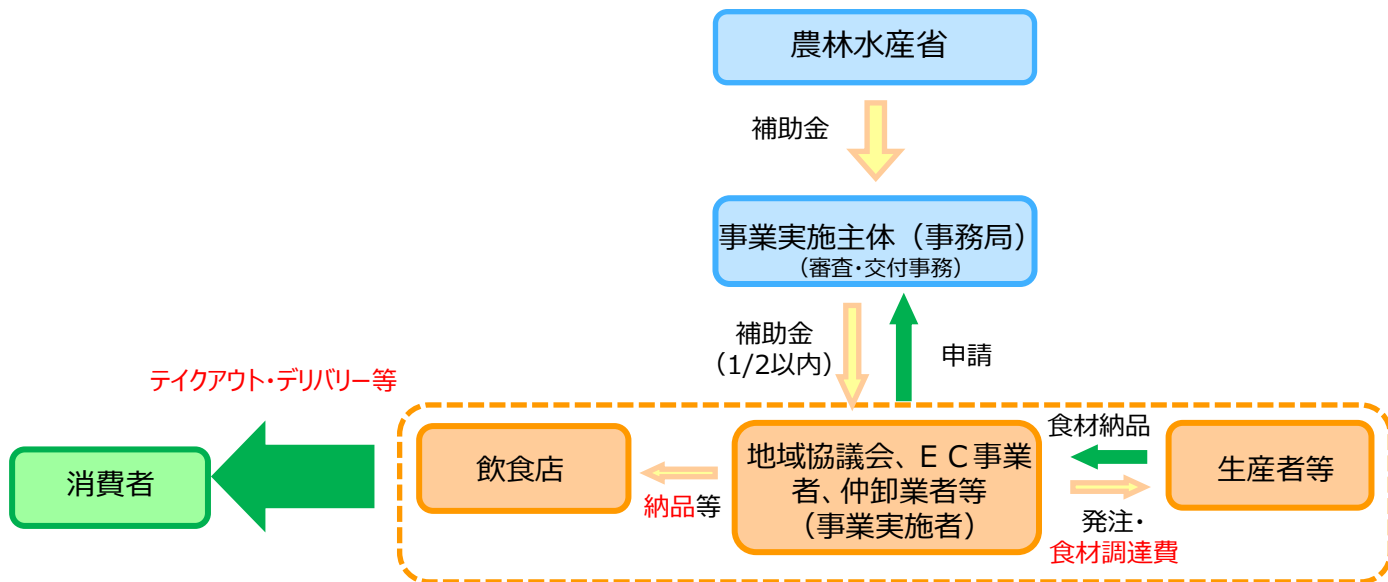
C テイクアウト・デリバリー等の活用

- ・生産者等と飲食店等を連携させ、飲食店等のテイクアウト・デリバリー等の取組に係る食材の調達費、資材費、輸送費等⇒1/2以内

事業の流れ

※ここには、事業実施者の一例を記載しておりますが、生産者等、実需者等と形成するコンソーシアムを含め、幅広い者が事業実施者になることができます。詳細は実施要領等をご確認下さい。

※赤字：補助対象経費



留意点

- ・1取組当たりの補助上限は5,000万円、下限は100万円です。
- ・事業を活用する飲食店等が同一の対象農林水産物等を利用できる期間は連続する1ヶ月の期間内とします。

国産農林水産物等販路新規開拓緊急対策事業のうち 3 創意工夫による継続的な販路の開拓

支援対象経費・補助率

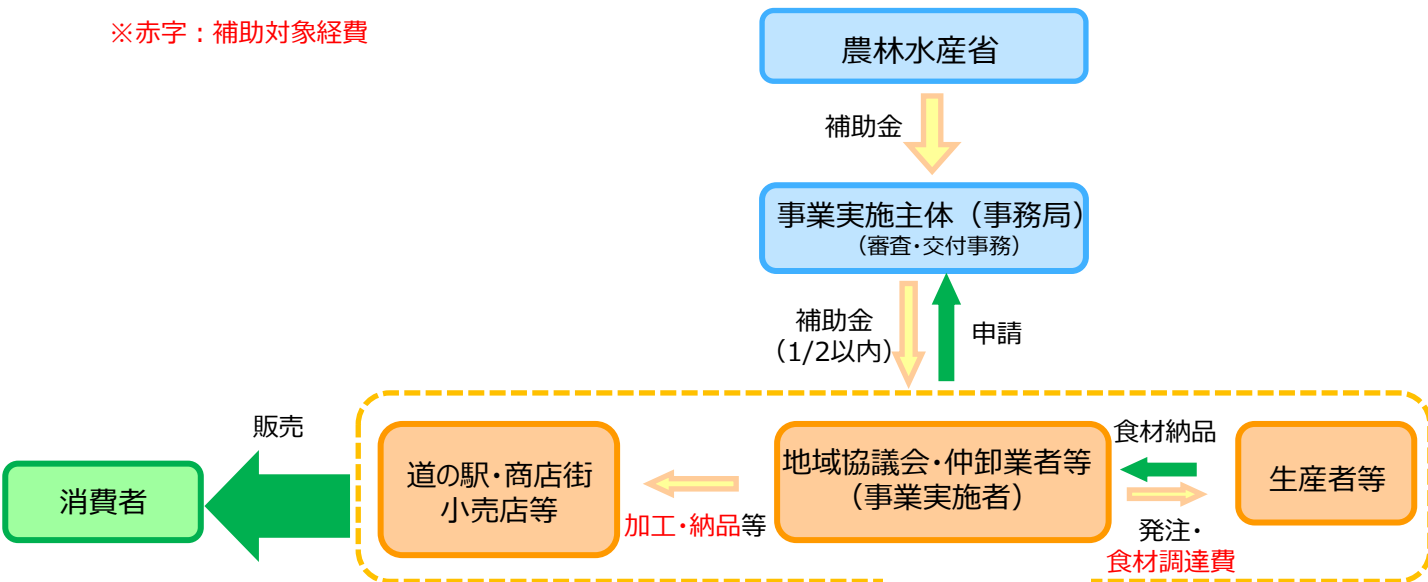
D 創意工夫による継続的な販路の開拓

- ・販促キャンペーン等創意工夫による継続的な販路の開拓に向けた取組に係る食材調達費、資材費、輸送費等⇒1/2以内

事業の流れ

※ここには、事業実施者の一例を記載しておりますが、生産者等、実需者等と形成するコンソーシアムを含め、幅広い者が事業実施者になることができます。詳細は実施要領等をご確認ください。

※赤字：補助対象経費



留意点

- ・1取組当たりの補助上限は5,000万円、下限は100万円です。
- ・事業終了後の販路の継続や定着に資する取組を併せて行っていただきます。
- ・販促キャンペーン等の実施期間は連続、非連続問わず14日間以内です。
ただし、地方公共団体が販売数量、販売価格、販売方法の決定に関与する場合の実施期間は連続する1ヶ月の期間内とします。
- ・同一の事業実施者による類似の申請は審査・採択上低い評価となりますのでご注意ください。

4 学校給食・子ども食堂等への食材提供

支援対象経費・補助率

E 学校給食への食材提供

- ・学校給食への食材提供に係る食材調達費、資材費、輸送費等⇒定額（実費相当額）

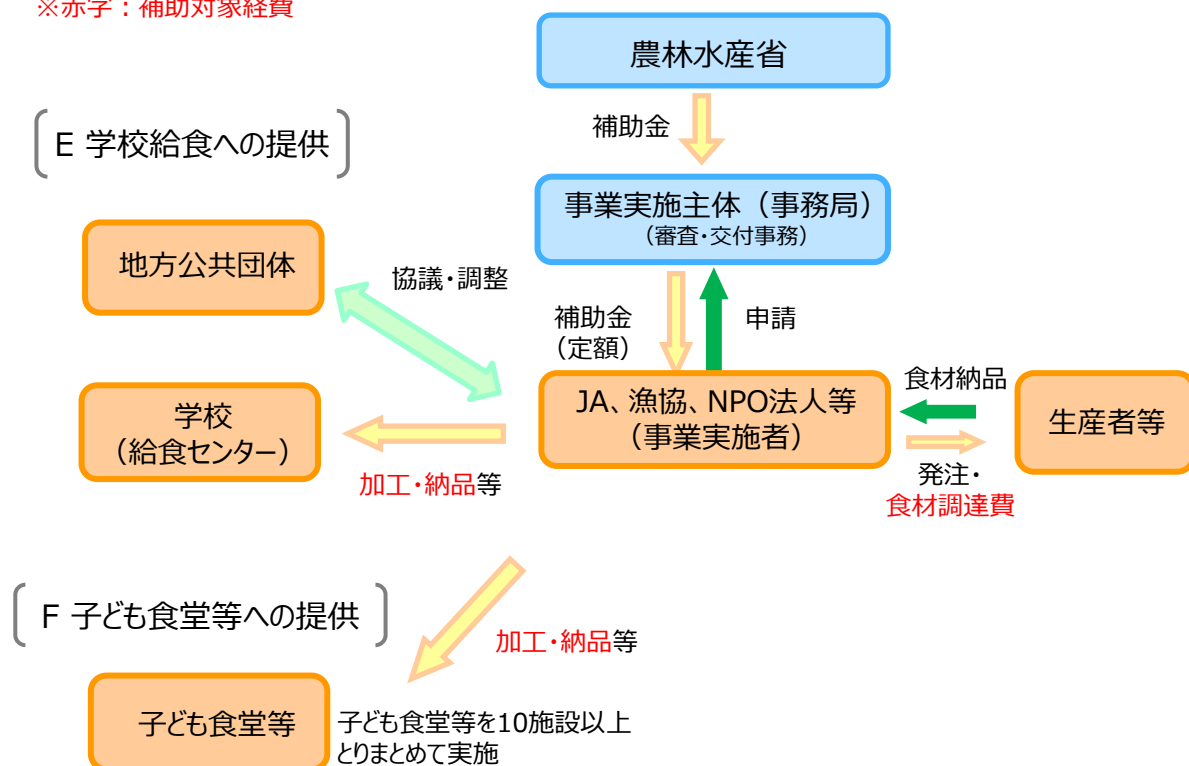
F 子ども食堂への食材提供

- ・子ども食堂等への食材提供に係る食材調達費、資材費、輸送費等⇒定額（実費相当額）

事業の流れ

※ここには、事業実施者の一例を記載しておりますが、生産者等、実需者等と形成するコンソーシアムや子ども食堂の運営団体を含め、幅広い者が事業実施者になることができます。詳細は実施要領等をご確認下さい

※赤字：補助対象経費



留意点

- ・支援対象は、対象農林水産物等やその生産活動についての理解増進に資する取組を行う学校給食、幼稚園、保育園、学童保育、子ども食堂及び子ども宅食の子ども世代への食材の提供です。
 - ・1取組当たりの補助上限は1億円（子ども食堂等への提供は3,000万円）、下限は100万円（子ども食堂等への提供は50万円）です。
 - ・1施設当たりの提供回数は各施設2回、各回1人あたりの対象農林水産物等の食材の調達上限単価は1,000円です。
- ※提供回数上限の各施設2回は、出し手（事業実施者）ベースでカウント